

# 人権政策推進の基本的方向性について

## (人権政策の手法について)

### 【御意見をいただきたい事項】

県全体の人権意識の底上げを図るために、どのような手法が考えられるか。

# 1 前回の議論の振り返り(①人権政策の在り方の検討について)

前回資料 (R6.2.6 令和5年度人権政策審議会) の抜粋

## 1 長野県の人権政策の現状と課題認識

- 人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野県人権政策推進基本方針」(平成22年2月策定)に基づき施策を推進
- 基本方針策定から10年以上が経過し、社会経済情勢の変化に伴い多様化、複雑化する人権課題に対応した施策を推進していくためには、改めて人権政策の在り方について検討が必要

### 人権を巡る状況

- SDGs達成に向けた世界的潮流
  - ・「誰一人取り残さない社会」を目指した取組
  - ・SDGsの基礎に人権があり密接に関連
- 人権に対する社会的関心の高まり  
(様々な格差、性被害、性の多様性、D E & I 経営 等)
- 自然災害発生や感染症感染拡大などの非常時における人権に関わる様々な問題の顕在化

### 国や他県の動向

- 法整備の進展
  - ・H28年 人権三法の施行  
(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)
  - ・R5年 LGBT理解増進法 等
- 他県における取組
  - ・基本方針等において位置付ける人権課題の多様化
  - ・人権に関する条例(包括、個別分野)の制定、理念条例にとどまらないもの

### 課題認識

人権課題が一層多様化、複雑化してきている中で、より大きな視点で人権政策の在り方(人権政策の射程や手法等)を改めて検討することが必要 ⇒ まずは、人権政策の射程とする人権課題を整理

(参考)本県における取組

- 個別の人権分野における条例の制定や制度の創設  
例:長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(H26)、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(R4)、長野県犯罪被害者等支援条例(R4)、長野県パートナーシップ届出制度(R5)
- 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」(計画期間:令和5年度~9年度)において、全ての政策の構築・推進に当たっての共通視点の一つに「人権の尊重や公正さ、多様性・包摂性を追求し、誰一人取り残さない」ことを掲げ、取組を推進

# 1 前回の議論の振り返り(②人権政策の射程について)

行政のどの政策も多かれ少なかれ人権に関係していることから、「人権政策」を明確にするため、現行の「長野県人権政策推進基本方針」(以下「基本方針」という。)において捉えられていない人権課題について、次の視点から検討

- ①差別、虐待などの人権侵害を受けている(受けやすい)属性の視点
- ②その他(人権侵害が生じている(生じやすい)場面など)の視点

## 【R6.2.6人権政策審議会における主な意見】

- 人権問題の究極は死に至る自殺の問題。特に若者の自殺率が高いため懸念。
- 能登地震における女性の生理用品の問題など、災害時は人権侵害が生じやすいため、「災害時における人権」も位置付けた方がよい。
- ヤングケアラーや引きこもりも位置付けられるとよい。
- 職場もパワハラ、セクハラなど人権侵害が生じやすい場面。また、長時間労働による過労自殺や貧困の問題にもつながるため、「職業や雇用」も位置付けるに値する。
- 環境が害されると大きな人権侵害に発展するため、環境についても位置付けていただきたい。
- 犯罪加害者の家族の人権も忘れてはいけない視点。

**人権政策の在り方の検討に当たっては、人権課題として捉えるべき個別事象は多岐にわたり、また今後も新たな人権課題が顕在化していくことが想定されることを踏まえ、人権政策をより効果的に推進するための手法の検討が必要**

※前回いただいた具体的な人権課題としての位置付けについては、基本方針の見直し等を行う中で具体的に検討していきたい。

## 2 人権政策の手法について(①現状と課題認識)

### 現状

- 近年、個別分野においては条例の制定や制度の創設等により、各分野の具体的な課題に即した取組を推進。また現在の啓発は、個別分野を扱った啓発が中心。
- 一方で、差別をはじめとする様々な人権侵害が依然として存在するほか、新型コロナウイルス感染拡大時には新たな差別や誹謗中傷が顕在化。

(県内における近年の主な人権侵害事案)

- ・ 同和地区に関する問合せ等の差別発言やインターネット上の同和地区の晒し行為
  - ・ ハンセン病に関する患者台帳のネットオークションサイトへの出品
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷 など
- また、人権尊重を意識して行動している県民の割合が近年減少。

(県民の人権を尊重する意識の割合 (R4まで県政モニターアンケート、R5から県政アンケート) )

年度	R3	R4	R5
他者の人権を尊重することについて意識して行動している人の割合	86.8%	77.2%	53.6%※

※R5年度から調査手法の大幅な変更あり

### 課題認識

上記の現状や、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の顕在化・人権問題の広範化を踏まえると、真に人権が尊重される長野県を実現するためには、「①個別の人権課題の解消に向けた取組」を継続して推進していくとともに、あらゆる人権課題に通じる「②県全体の人権意識の底上げを図る取組」を強化していく必要があるのではないか。

「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」においても、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていくことが必要である旨明記

## 2 人権政策の手法について(②信州未来共創戦略における人権尊重の視点)

「信州未来共創戦略～みんなで作る2050年のNAGANO～」とは ※戦略の概要は参考資料1参照

明るい未来のビジョン（2050年のありたい姿）を実現するため、行政、企業、地域、県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤として、令和6年12月23日に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」※において決定。

※急激な人口減少により起こる問題は、各主体だけでは解決できないため、県民や産業界、地域、行政がオール信州でこの問題に取り組むために令和6年12月23日に設立。

### 戦略における人権尊重の視点

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがその存在と役割を認められ、誰一人取り残さない社会を実現するためには、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていく必要がある旨記載。
- 「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」の取組の一つに、「多様性を認め合い、人権を尊重しよう」を掲げ、以下のとおりありたい姿や取組の方向性が示されている。

#### 2050年にありたい姿

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがその存在と役割を認められ、誰一人取り残さない社会が実現している。

#### 2030年に目指す姿

人権の尊重、公正な社会を実現するために人権政策の基本的方向性が明確に示され、多様性、包摂性が尊重されている。

#### 今後検討すべき 具体的取組例

人権がより尊重される社会を実現するための規範の策定について検討。

## 2 人権政策の手法について(③議論いただきたい事項)

信州未来共創戦略の「今後検討すべき具体的取組例」を踏まえ、県では、県全体の人権意識の底上げを図るための手法の一つとして「規範」等の策定を今後検討することとしていることから、以下の観点で御意見を伺いたい。

- ①人権の理念・重要性等を県民等と共有するための「規範」等として、どのようなものが考えられるか。

### 【現状】

「基本方針」を策定し、県の人権政策の基本的な考え方や方向性を示している。

⇒基本方針のみで県民等への人権の理念等の訴求力が十分か

### 【他県における上記以外の「規範」等の例 ※詳細は参考資料2参照】

- ・人権が尊重される社会の実現等に向けた宣言の発出  
例：「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言
- ・人権の尊重や差別等の解消等に関し、人権全般に関わる理念、県及び県民等の責務等を規定した包括的な人権尊重条例の制定（R6. 4. 1現在で19都府県が制定）  
例：鳥取県人権尊重の社会づくり条例
- ・差別等の具体的な事例や判断するための目安に関する指針の策定  
例：秋田県多様性に満ちた社会づくりに関する指針

- ②「規範」等の策定のほか、人権意識の底上げを図るためのより効果的な手法として考えられるものはあるか。

例：人権教育・啓発